

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年6月25日(2020.6.25)

【公開番号】特開2019-111353(P2019-111353A)

【公開日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【年通号数】公開・登録公報2019-027

【出願番号】特願2019-21869(P2019-21869)

【国際特許分類】

A 6 3 F 3/00 (2006.01)

A 6 3 F 9/00 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 3/00 5 1 5 B

A 6 3 F 3/00 5 1 1 Z

A 6 3 F 3/00 5 1 1 J

A 6 3 F 9/00 5 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月28日(2020.4.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

不正な遊技用代用貨幣の検出システムであり、

個別に識別可能なユニークなIDが付された遊技用代用貨幣と、

前記遊技用代用貨幣を用いてゲームを行うための遊技テーブルと、

前記ユニークなIDを用いて前記遊技テーブル上の前記遊技用代用貨幣の種類と枚数を特定するチップ判定装置と、

前記遊技テーブル上の遊技用代用貨幣の枚数をカメラを用いて測定する測定装置と、

前記測定装置の測定結果を用いて、前記遊技テーブル上の遊技用代用貨幣の種類と枚数とを特定して、総額を計算する管理制御装置と、を備え、

前記管理制御装置は、さらに前記測定装置が測定した遊技テーブル上の遊技用代用貨幣の枚数と、前記チップ判定装置が特定した遊技テーブル上の遊技用代用貨幣の枚数とを比較し、前記測定装置が測定した遊技テーブル上の遊技用代用貨幣の枚数に対して、前記チップ判定装置が特定した遊技テーブル上の遊技用代用貨幣の枚数が過少であった時、前記管理制御装置の前記計算結果の確認に不良があると判定する機能を備えた、

不正な遊技用代用貨幣の検出システム。

【請求項2】

前記管理制御装置はさらに、前記ユニークなIDが不良の遊技用代用貨幣があると判定したときにエラーシグナルを生成する機能を備えた、請求項1に記載の不正な遊技用代用貨幣の検出システム。

【請求項3】

前記遊技テーブルにおいて各ゲームの勝敗結果を判定する勝敗判定装置を更に有し、

前記管理制御装置は、前記カード配布装置から得た勝敗結果及び、前記測定装置から得た前記遊技用代用貨幣の位置と種類と枚数の測定結果を用いて前記遊技テーブルにおけるカジノ側の収支計算をする機能を更に備えた、請求項1に記載の不正な遊技用代用貨幣の検出システム。

【請求項 4】

前記遊技テーブルは、負けたプレーヤの賭けたチップを一時保管する回収チップエリアを備え、

前記管理制御装置は、前記測定装置の測定結果を用いて、前記回収チップエリアに置かれた負けたプレーヤの賭けたチップの種類と枚数を特定し、記憶する機能を有する、請求項1に記載の不正な遊技用代用貨幣の検出システム。

【請求項 5】

前記回収チップエリアは、前記遊技テーブルにおいてディーラが使用する遊技用代用貨幣を保持するチップトレイに回収チップトレイとして設けられている、請求項2に記載の不正な遊技用代用貨幣の検出システム。

【請求項 6】

外形、色又は寸法により価値が特定可能な有価物を検査対象にし、当該有価物の情報を記録したRFIDを備えた有価物を検査する装置であって、

台上に置かれた前記有価物のRFIDから前記有価物の情報を読み取るRFID読み取り装置と、

前記有価物をカメラを用いて撮影記録するカメラ装置と、

前記カメラ装置の撮像結果を用いて、台上的前記有価物の総個数を特定し記憶する管理制御装置と、を有し、

前記管理制御装置は、前記RFID読み取り装置からの情報から台上的前記有価物の数を把握し、前記RFID読み取り装置から得た前記有価物の数と、前記カメラ装置の撮像結果から得た前記有価物の総個数との不一致を検査する機能を備え、

前記カメラ装置の撮像結果を用いて前記管理制御装置により特定した前記台上的有価物の数が、前記RFID読み取り装置により特定した前記台上的有価物の数と異なっていた場合には、前記RFIDを備えた有価物の製品不良または偽物と判定する機能を備え、

前記カメラ装置の撮像結果を用いて前記管理制御装置により特定した前記台上的有価物の数が、前記RFID読み取り装置により特定した前記台上的有価物の数と異なっていた場合には、当該ゲームを特定可能な方法で、当該ゲームの前記撮像結果を記録する、

検査装置。

【請求項 7】

請求項6に記載の有価物を検査する検査装置であって、

前記管理制御装置は、前記RFID読み取り装置からの情報から台上的前記有価物の種類毎の数を把握すると共に、前記カメラ装置の撮像結果を用いて当該有価物の台上的種類毎の個数を特定し、前記RFID読み取り装置から得た前記有価物の種類毎の数と、前記カメラ装置の撮像結果から得た前記有価物の種類毎の総個数との不一致を検査する機能を備えた、検査装置。

【請求項 8】

請求項6または7に記載の有価物を検査する検査装置であって、

前記管理制御装置は、前記RFID読み取り装置からの情報から台上的前記有価物の総金額を把握すると共に、前記カメラ装置の撮像結果を用いて当該有価物の台上的総金額を特定し、前記RFID読み取り装置から得た前記有価物の総金額と、前記カメラ装置の撮像結果から得た前記有価物の総金額との不一致を検査する機能を備えた、検査装置。

【請求項 9】

請求項6から8のいずれかに記載の有価物を検査する検査装置であって、

前記有価物は遊技用代用貨幣である、検査装置。

【請求項 10】

請求項6から9のいずれかに記載の有価物を検査する検査装置であって、

前記検査装置は、負けたプレーヤの賭けた遊技用代用貨幣を保管する回収用のチップエリアに設けられ、

前記管理制御装置は、前記負けたプレーヤが賭けた遊技用代用貨幣の位置、種類、枚数とゲームの勝敗結果から計算される回収すべき遊技用代用貨幣の額と、回収した後のチッ

プエリアの現実の額を比較して違いがあるか否かを判定する機能を備えた、検査装置。